

千葉市の積算基準の公開に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、入札及び契約手続きの透明性の向上を図るため、千葉市の積算基準（営繕を除く）（以下「積算基準」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公開の内容

公開する積算基準は、別表1のとおりとする。

3 公開の方法等

積算基準の公開の方法は、建設局土木部技術管理課（以下「技術管理課」という。）及び市政情報室における閲覧並びに千葉市ホームページへの掲載による方法とする。

4 公開の期間

積算基準の公開の期間は、積算基準を改定した日から起算して1年間とする。

5 技術管理課における閲覧

技術管理課における閲覧は、次により行うものとする。ただし、技術管理課長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 閲覧を行う日 千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日

(2) 閲覧を行う時間 午前8時30分から午後5時30分まで

6 積算基準閲覧申請簿

技術管理課長は、積算基準の閲覧を求められたときは、積算基準閲覧申請簿（様式1）に必要な事項を記載させ、閲覧に供するものとする。

7 持出し

積算基準の閲覧場所以外の場所への持出しは、これを禁止する。

8 管理及び保管

公開する積算基準の管理及び保管は、技術管理課長の指定する者が行うものとする。

9 問合せ

積算基準の内容の問合せは、これに応じないものとする。

10 市政情報室における閲覧

市政情報室における閲覧については、4から8まで（7を除く。）の規定を適用せず、千葉市行政資料室運営要綱（令和5年3月13日施行）の定めるところによる。

11 ホームページへの掲載

千葉市ホームページへの掲載は、千葉市ホームページ利用要綱（平成27年4月1日施行）の定めるところによる。

12 その他

この要領に定めるものの他、この要領の施行に必要な事項については、建設局土木部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 千葉市の積算基準及び設計単価公開要領（平成10年11月2日適用）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別表 1

積算基準の公開する内容等一覧表

基準書の名称		閲覧	コピーサービス※1	ホームページ
積算基準対照表※2		○	○	○
積算基準（設計単価編）	労務単価※3	○	○	○
	特別調査単価※4	○	○	○
	その他の単価※5	×	×	×

留意事項

- ※1 コピーサービスは市政情報室のみである。
- ※2 積算基準書は、一般刊行物であるため千葉市との相違点を明示。
- ※3 国土交通省及び農林水産省二省で行う労務単価調査により決定し、千葉県内同一で使用している労務単価。
- ※4 千葉市等が物価調査機関に委託して、千葉県内及び千葉市内の市場価格を調査し、その結果を基に設定した単価。
- ※5 （一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会から市販されている「月刊建設物価」及び「月刊積算資料」を基に設定した単価は、単価欄を「○月号」と表示している。

